会

一号

広報



昭和27年12月22日第3種郵便物認可・毎月1日・16日発行・定価1部3円

昭和52年6月1日

第 744 号

発行 上 田 市編集 秘 書 課電話 上田②4100印刷 田 辺 印刷



好ききらいなく何でも食べる元気な園児に………

白銀(しろがね)保育園は、国道 143 号線沿いの川西地区仁古田と岡の中間にあり、周りをたんぼに囲まれ、鳥帽子、浅間の連峰を一望できる環境のよい場所にあります。

昭和37年、仁古田、岡の両保育園が合併して、白銀保育園が創立されました。創立以来15年を経過した今でも、地元の皆さんが保育園に寄せた期待と熱意のほどが広々とした園庭、広い保育室、そして、どっしりとした園舎の中に歴史の重みと共に、ひしひしと感じられます。

保育の目標の第一は、健康な体力づくりと好ききらいなく何でもたべられる園児、第二は、物を大切にする園児、第三は、あいさつのはっきりできる園児に育てたいと願い、職員一同努力している毎日です。

(白銀保育園長)

主な内容

同和問題を考える ………12ページ

市民の動き

(5月1日現在)

総人口	108,270人	
男	52,686人	
女	55,584人	
世帯数	31,540世	

施行五十八周年の記念として五月

地方自治法施行三十周年と市制

ミの木

を守らないと、他人に迷惑をかけ 分の樹木は、自分で防除」の原則 どんな気持でいるのだ」と言う厳 しい声が毎年かなり出ています。 アメリカシロヒトリの撲滅は一自

また、地区連合自治会ごとに、

〈福祉課〉 〈保育課〉 幼稚園、 市立保育園を除く保育園を担当 高校、 大学を担当。

△は減

会との連携をより密にすることに が責任担当区分を受け持ち、自治 自主性を尊重するとともに、 各課 〈学校教育課〉

しました。

らこれからも市政発展のために尽 大変うれしく思います。微力なが に役立ったことを認めていただき んの表彰式を行いました。 八田たつよさんが「少しでも市政 労章と表彰状を贈りました。 謝のことばを述べたあと、市政功 間、市政に尽されたことに対し感 でご苦労され、功績のあった皆さ において、長い間、市政の各分野 十六日、上田勤労者福祉センター くします。」と謝辞を述べられまし そのあと、表彰者を代表して、 表彰式では、石井市長が、長い ▽葦沢 藤美久さん▽石井 字さん▽石井 ほさん▽今井正昭さん▽上野豊子 治さん▽伊東ようさん▽稲垣みづ 光一さん▽石井善治さん▽磯川清 さん▽大沢昌新さん▽大野きみさ ▽赤羽光利さん▽上沢泉一さん

(五十音順)

達さん▽有賀潤さん▽安

いた皆さんなど百三十九名です。 さん。多額の資産をご寄贈いただ などとして市政発展に尽された皆 護司、消防団幹部、市の幹部職員 政委員、農業委員、 い間、市議会議員、市理事者、 表彰を受けられた皆さんは、 〈市政功労者〉 民生委員、

保 行 市政功労者を

の功績をたたえ1



石井市長から市政功労章を受ける受章者

さん▽縵沢栄次郎さん▽萩原正治 さん▽西川伊次郎さん▽西沢永次 うめよさん(四十一年受彰、感謝 手塚幸雄さん▽寺島 甫さん▽砥 郎さん▽中村 寛さん▽西入脩一 郎さん▽中島静子さん▽中村広三 重さん▽中沢文吾さん▽中沢平太 状贈呈)▽中沢一広さん▽中沢寅 ▽土屋一二さん▽土屋一雄さん▽ ん▽浜村謙一郎さん▽浜村芳郎さ ん▽花岡みよじさん▽馬場 ▽八田たつよさん▽花岡寅三郎さ さん▽秦 石種次さん▽富岡 土屋 和さん▽土屋佐太郎さん▽ ん▽武田助夫さん▽田玉照子さん さん▽竹内 さん▽竹内賢次郎さん▽竹内 栄さん▽畑 好郎さん 正さん▽竹内義憲さ 臨さん▽中沢

玲さん▽竹内君江さん▽竹内君子 英子さん▽滝沢武夫さん▽田口 清水釥一さん▽春原清重さん▽高 ▽塩川栄造さん▽清水 ▽榊原隆三さん▽佐武きよ子さん ん▽榊原重門さん▽榊原達雄さん さん▽小山与七さん▽近藤豊伝さ 郎さん▽小山一平さん▽小山八郎 雄さん▽甲田喜義さん▽小島惇一 升善雄さん▽黒坂勝さん▽小泉義 保角太郎さん▽窪田清已さん▽倉 金子喜一郎さん▽北沢 ▽片岡俊雄さん▽金井好衛さん▽ 工藤 巌さん▽工藤俊武さん▽久 ん▽尾崎 茂さん▽掛川嘉憲さん 勇さん▽高野幹雄さん▽高橋 清さん▽

従業員数は減少 出荷額はふえる

1年工業統計調査結果>

上田市の製造業の事業所は、 992 事業所で前年調査 (昭和50年 12月31日現在)の結果に比べて、25事業所 2.5 %減、従業者 で168人1.0%減、現金給与額は289億5,071万円 6,392万円9.3%増加しました。 (昭和51年12月31日現在で実施し

31十二未机司					
		従業者数	現金給与額	原材料使用額	製造品出荷額
昭和50年 工業調査	1,017	人 17,239	万円 2,596,064	万円 7,746,593	万円 13,687,401
昭和51年 工業調査	992	17,071	2,895,071	8.858,606	14,963,793
增加数(51—50)	△ 25	△ 168	299,007	1,112,013	1,276,392
增加率(51/50)	97.5%	99.0%	111.5%	114.4%	109.3%

ショッピングセンター様。 ······

▽半田孝淳さん▽平野 茂さん▽ ん▽林 沢理一郎さん▽柳原 矢島謹一さん▽柳沢好春さん▽柳 ▽村田正路さん▽母袋忠右衛門さ さん▽宮下喜市さん▽宮島はなさ さん▽宮崎盛登さん▽宮沢三子男 政雄さん▽松井民雄さん▽松原 谷広務さん▽堀込義雄さん▽間島 浪いね子さん▽古畑元治さん▽細 原喜好さん▽藤沢酒造男さん▽藤 平林恒雄さん▽平林直衛さん▽平 ん▽母袋範雄さん▽森 晃さん▽ ん▽宮林忠男さん▽宮原藤三さん 郁さん▽丸山忠雄さん▽水野ユキ 丈夫さん▽半田栄一さん 楊さん▽山

さん▽横山勇司さん▽六川 雄さん▽山崎和太郎さん▽山辺友 哲成さん▽山崎正夫さん▽山崎通 越岩雄さん▽山極 稔さん▽山 災保険株式会社様▽株式会社八十 西友ストアー長野様マ大日本絵画 社様▽昭栄株式会社様▽株式会社 和田ちかさんマオルガン針株式会 ん▽六川慶喜さん▽六川憲七郎さ 安さん▽山辺やいさん▽横関義雄 支店様マユニー株式会社上田中央 二銀行様又株式会社富士銀行長野 工芸美術株式会社様▽東京海上火 ん▽若林貞雄さん▽和田晋さん▽

カシロヒトリの発生時期が近づきました。昨年は、アメリカシロヒ

今年も、庭木や公園の樹木や桑園を食いあらす、緑の大敵アメリ

連合自治会単位で決め、地域に適した防除活動を行った結果、被害 トリの発生状況が地域によって違うため防除開始時期、目標などを くします。」と謝辞を述べられまし らこれからも可正多月のけるしり

ほさん▽今井正昭さん▽上野豊子

さん▽大沢昌新さん▽大野きみさ

ん▽浜村謙一郎さん▽浜村芳郎さ ん▽花岡みよじさん▽馬場 保さ

それぞれ責任担当区分を持ち徹底防除を図ります。 を行ってください。対策本部も、撲滅体制を強化するため、各課が 樹木の確認などを行って、早目に防除計画を立て、強力な防除活動 地 区にある樹木は

所有者が責任もって防除

などの協力を得て積極的に撲滅運動を展開します。この運動をスム リ防除対策本部」を設け、昨年の実績を踏まえ、各自治会、事業所 をかなり抑えることができました。市は、今年も「アメリカシロヒト

ーズに進めるため、各自治会、事業所などで、常習発生地帯や放置

全市民参加の運動に広がり定着し てきましたが、反面、他自治会や アメリカシロヒトリ防除活動も

他地区の個人所有の樹木が放置さ

収穫だけは忘れない者がいるが、 惑をかけておいて、クルミなどの ため、担当自治会から「他人に迷 れ、防除の呼びかけにも応じない

必ず防除してください。 防除最適期は 七月三日~十七日

立ててください。 日旧にかけてが、防除最適期と考 況などから、七月三日旧から十七 などを決めていただき、それぞれ 円滑に行うため各自治会、事業所 除体制としますので、防除活動を 状況に応じた、柔軟性をもった防 どでも、この期間を参考に計画を えています。各自治会、事業所な 独自に撲滅運動を進めてください で撲滅班を組織し、防除期日、目標 から、アメリカシロヒトリの発生 対策本部では、今までの発生状 今年は、昨年の防除体制の結果

担当別に各課が窓口

各連合自治会に職員配置 今年も昨年と同じく、自治会の

るばかりでなく、アメリカシロヒ 運動を水泡(すいほう)に帰しか トリの温床となり、全市民の撲滅 を守らないと、他人に迷惑をかけ 分の樹木は、自分で防除」の原則 どんな気持でいるのだ」と言う厳 ねません。 しい声が毎年かなり出ています。 アメリカシロヒトリの撲滅は「自

担当自治会と連絡を取るなどして 他地区にある樹木の所有者は、

自治会が共同で防除を行うとき 防除機と薬剤 無料で貸与

〈対策本部予想〉

また薬剤も必要限度無料でおわけ しますので、農林課へ申込んでく 業者による薬剤散布は、第一化 無料で防除機を貸出します。

マアメリカシロヒトリ撲滅運動担 期は行いません。

〈市民課・公害課〉 一般市民、 自治会、 衛生推進協

各事業所、 事業団体を担当。

(耕地課)

議会を担当

農業用水路、 農業用道路を担当

農業用以外の河川、 国・県道を

会との連携をより密にすることに が責任担当区分を受け持ち、自治 自主性を尊重するとともに、

〈学校教育課〉

幼稚園、高校、

大学を担当。

〈保育課〉

市立保育園を除く保育園を担当

ゅうぶん効果があがるよう活動し 担当課、担当職員と連携をとりじ 対応する体制を整えましたので、 などの問合せなどに責任を持って 部課長を配置し、自治会や事業所 撲滅班長(自治会長)さんは、各 また、地区連合自治会ごとに、

関を担当。

〈保健予防課·国保年金課〉

民間福祉施設を担当

市立を除く病院、医院、診療機

〈庶務課〉

神社、寺院を担当。

寄付を募るときは 許可が必要です

を担当。

農業団体、山林原野、荒廃農地

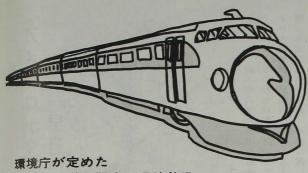
を募る時は、市長の許可を得てか らでないとできないと条例で定め 市では、金銭、物品などの寄付

公にし、募る金品の経理の公正と その濫行を防ぐことを目的として これは、募金などを行うことを

上の出資をうながす行いをいいま 多人数から金銭物品、または財産 金、分担金、その他名称を問わず 募金とは、後援費、賛助費、基

民課庶務係へお問合せください。 (☎四一○○内線二七二有線② くわしいことは、市役所一階市

44 号-



新幹線鉄道に関する環境基準

地域の種類 基 準 値 70ホーン以下 住居地域 商工業地域 75ホーン以下

いろいろな音

ホン 120 自動車の警笛(前方2m) 110 100 電車が通るときのガード下 90 大声による独唱 80 騒々しい事務所 電話のベル 70 静かな自動車 60 50 静かな事務所 40 市内の深夜、図書館 30 効外の深存 20 木の葉のふれあう音

東北·上越 東 海 道 逆L型防音壁 防音壁 ゴムマット スラブ厚 構 柱太い 柱太い 造 物 軟弱層では、基礎連結 軟弱層では基礎連結 60kg/mのレール 60kg/mのレール 53kg/mのレール

田駅誘致の問題をよく考えてみ 北陸新幹線の建設と新幹線上

北陸新幹線 早期建設と駅設置

そんなに重要な問題ではないので はないか、と言うことです。 に新幹線が停車するかどうかは、 半ほどで行かれますから、これ以 はないのではないか。だから上田 上早くなったところで大きな意味 上田から東京までは特急で二時間 たしかに現在の時間、距 まず考えられることは、現在、 れば、今以上に早い鉄道を上田 離から

しょう。 新幹線が停車しなかったら上

急や急行の大部分は廃止されるで 通学、貨物などの列車を除き、 走るようになると信越線は、通勤 いるからよいのですが、新幹線が

かもしれません。 市としては必ずしも必要としな しかし、山陽新幹線の実例など

題などが心配されます。

いくつかの疑問や環境問

そこで今回は、生活環境につ

常に疑問です。 同じように利用できるかどうか非 かった場合、現在の信越線を今と から考えられることは、 今は、信越線の特急が停車して 田市を通過して上田に停車しな 新幹線が

> 幹線が走ることによって生ずる騒 る「マンモス訴訟」などから、

新

えてみたいと思います。 いて主な例をあげて、一緒に考

以上も前に東京オリンピックにま の例ですが、これは、 音公害などが心配されます。 のにがい経験を生かし、種々の改 考えないで建設されたものです。 にあわせようと、公害などあまり 名古屋の場合は、東海道新幹線 山陽新幹線では、東海道新幹線 今から十年

東京まで行けなくなるでしょう。 は、ローカル駅として現状より るかに不便になり、二時間半では 次に、名古屋の新幹線騒音によ

> 建設中の上越・東北新幹線などで 良を加えています。さらに、

る鉄桁(けた)をコンクリートの桁 は列車が通過する時に騒音を発す の表、 り低くなると言われています。(左 講じられ、むしろ在来線の騒音よ 騒音基準に適合するような対策が など、すべての面で比較にならな に変えたり、防音壁を取りつける いほど改善され、環境庁で定めた 賞の問題などがありますが、 このほかに、振動やつぶれ地 図をごらんください)

緒に考えていきましょう。 今後

構造物の推移

月音と言うらこ、 給水。塩田地区などの県営水道利 在では、 八万八千四百人の市民に ましい、全丁己

かなければ、

たまる汚泥を十日に一度は取り除 ので、こ前の引也で手 ろ過能力が低下する

> 処します。 と合わせて、 増加する水需要に対

水はつ

つくられています

大切にしましょう

事業に日ごろ、ご協力いただいてい

上田市でも、この週間中に水道

を開きます。

要な施設です。

文化的な日常生活を支える最も重 水道は、市民の皆さんの健康で

設以来五十有余年を経過しました。

上田市の水道は、大正十二年創

間」は、六月一日から七日まで行

今年で十九回を迎える「水道凋

る皆さんをお招きして、水道事業

われ、全国で各種の行事が開催さ

る皆さんの表彰を行います。

20

構 造

物

在では、八万八千四百人の市民に

処します。 と合わせて、

増加する水需要に対

このほかにも市内倉升、岡に配

を図っています。 でいただくため、水道施設の充実 の皆さんに快適な日常生活を営ん ムからの引き水による石舟浄水場 ため、染屋浄水場の拡充。菅平ダ (真田町地籍)の建設など、市民

処理施設「排泥池」を建設します

れ出る汚泥を処理するため、排水

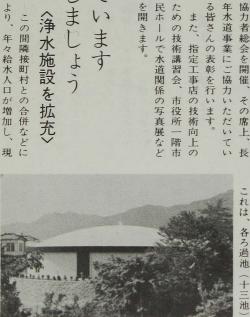
五十二年度では、

浄水場から流

きれいな水を家庭に届ける染屋浄水場

万二千トンをろ過します。 既設のろ過池と合わせて、 百万円をかけてろ過池を三池新設 日三万七千トンを大幅にうわま 冬期に配水する、最大配水量 このろ過水量は、 同浄水場が夏 日五

わっています。 これは、各ろ過池(十三池)に



染屋浄水場に完成した配水池



が水道を利用しています。 用者を含めると、ほとんど全市民 給水。塩田地区などの県営水道利 五十一年度では、工費約九千八 この給水人口の増加に対処する 基を新設、既設の二基(八千トン) 半地下式の貯水量四千八百トンー 配水池も約八千二百万円を費して 配水しようとするものです。また へ安全できれいな水をじゅうぶん 水需要が増加する夏場に、各家庭 ので、予備ろ過池を持ちこれから かなければ、ろ過能力が低下する たまる汚泥を十日に一度は取り除

ます。

して水道が使えるよう努力してい 水池を新設、市民の皆さんに安心

安全な水を供給

水質検査設備整う

アなど無機物質を分析する「分光 質検査棟へ、重金属の分析を行う 年秋、染屋浄水場内に完成した水 原子吸光光度計」、硝酸、アンモニ 四千二百六十五万円を費して昨

原因究明のスピード化を図ります 水質の分析、異常時の早期発見と 検査器を約一千万円をかけて設置 の培養を行う「恒温器」など水質 光度計」、重金属処理装置、細 上田市の水道の水源は、千曲川

くなりその対応策もたてやすくな でしたが、この設備により、検査 がすぐできるため、原因究明が早 質変化の原因究明は不可能の状態 にかなりの時間がかかり、その水 ましたが、検査の結果がでるまで 田保健所へ水質検査を依頼してい く、短期日で変化します。 今まで、東信公害センターや上

また、一般家庭の「じゃぐち」

水質検査に威力を発揮する原子吸光光度計 しているため、水質の変化が激し 神川などの河川や菅平ダムに依存

りました。

恶

水道局へのいる

といる

な

画

4

入れていきます。

水道事業は

公益事業です。

っていただくため水質検査に力を 市民の皆さんに、きれいな水を使 の水を採取、水質検査を行うなど

業は、電気、ガス事業などと同じ

市民の方がおられますが、水道事

など一般行政と同じに考えている

めか、土木事業や教育・福祉事業

水道事業は、市が行っているた

公宫企業

らいのるそにる 引道き今なすしす 使変とた更 越使とのなと 用更く方さ on 3+04 = 940 越を の用き水っきたる。道て。 で水とらと使道きたき 者ずにのれ し使 のる死氏る て用 名と亡名と が廃不上 #3 つまなにし 424 備きささをき 有土地 て使ど使い用用用 Nie を、れ変 使用再開 これ 目り番 岩 65 のま号 手続き方が迷 C+49 儀変更 ~ C :t とで確 コテカ 749 ろれめ 印う届 電す早だ話がめざ 電す早だ話かめざ 7 0000 かえけ 9# 5 F787 ~ > 11 4 使って いっていい を早だ だか St 27 Ca 用てて J. ster 中は全なるとなった。 結る届 持めさ 結る届 参にいるお。 構べけ 構べけ ハクグ アクト ココ届 届で現し 入ら料さ 水はん用て払ま 3+ ナート ~ けの地ま 居あ金れ 道と。者新っす ヘポラ ら水です 料も従分使て 4 でい かんなりま れ道精 れたしす 金なっも用い 人居 票使さ のいて継者た た料算 が用いる者が tich 日金い 精ま旧続にだ no 日水起 ままた か道算 算せ使し支き

公益事業とは、日常生活に欠く

ますので、水道料金の完納にご協 ことのできない大切な経費となり 料金は、水を供給するために欠く 皆さんから納めていただく水道

水道のじゃぐち以外から流れ出

漏水に注意しよう

力ください。

どの収入を経費にあてて運営して 公営企業法」に基づき水道料金な 水道事業は、企業として一地方 る事業です。

ことのできないサービスを提供す

ていただくところは 上田市大手1丁目 上田市役所内 --

TI

福

→ 田

日市水道局業務課 「EL(22)4100

徽(2)口

00

線五一三内線②〇八二一)

お願いします。(四四四一〇〇内

急、水道局にご連絡くださるよう

調査を実施、早期修理を行ってい

水調査班を編成して、全市の漏水

から指定工事店の協力を得て、漏

全体では非常に大きな量となって

る水、地下漏水の量は、年間、市

· 49# 5

上田市水道局でも、五十二年度

路上などで漏水を発見したら至

電話料金、 1 D 座振替 7

水道料 市内 金 支払いる金銀行法は、 、ビ料金 取引 dr. 同多信 10にようる口座を開発の発生を発生した。 歳 : あなた (香制度 信用組 ご申込ん いるから 銀行 利用機協 座を等 1 5: B 取扱は、 45 自めった

(藏 肥) 目午前九時~午後四時。 時三十分~午後四時。第二・三日 十一四十六四天 七四天 〈鰐蹈会実施口毘〉

田田田

に申込んでください。 を開催しますので、希望者は早日 次により「NC旅盤」の講習会

10-4十五名。10-41千

各コースとも、第一日目午前九

応用コース=十一月十四日川~

基礎コース=七月五日火~七月

上田専修職業訓練校

Nの杭盤講習会を開催

がかこ。

もう一度じゃぐちを確かめてく 回り、料金に加算されますので 水が流れ出ているとメーターが 故障していませんか、少しでも 皆さんのご家庭のじゃぐちは にもなります。

ると、一日にドラムかん三本分 の大さぐらいの水が流れ出てい よってちがいますが、「ようじ」 水の量は、じゃぐちの開き方に 水道のじゃぐちから流れ出る

ドラムカン三本 ちょろちょろ流れで じゃぐちを確認しよう

郵便局では、小、中学生を対象に

応募しよう 作文コンクールに 簡易保険

HIII, @01(00) 除 (語 数 表 | − | | | − | | ○ 口 図 | | | |

長野県上田専修職業訓練校成人 くな配合も〉

上田専修職業訓練校にあります。) 証書を交付します。(申込用紙は んでください。修了者には、修了 添えて上田専修職業訓練校へ申込 六月二十七日囲までに申込書を 〈申込み締切り・その他〉

政局長賞、知事賞など。

首—大臣首、簡易保険局長首、郵 ます。⑤応募作品は返しません。

作品の著作権は郵政省に帰属し 他に発表してないもの。
G
入選 その他一〇作品は最近の創作で

または郵便局にあります) をつけること(応募票は、学校 以内。作品は一点ごとに応募票 原稿枚数—四百字詰原稿用紙五枚

(で) 簡易保険」に関係あるもの 作品題=次のどれでもよい。

の自由題

年生まで。 応募資格=小学五年生から中学三 募集期日―六月末日まで。

応募ください。

文を募集しますので、ふるってご 次により、簡易保険についての作

▽塩田支所二階会議室会場

五十三年一月十八日を同年

月

楽しい集いを行い、勤労青少年の

互の友情と親睦を深めるサーク

十八日に。

更しますので、

お間違いのないよ

あ

検診日程表の一部を次のとおり変

四月十六日発行の広報「うえだ」

一号でお知らせした、乳児

うお願いします。

▽上田市健康センター会場

五十三年一月十九日を同年

一月

ング、山登り、

お

知

5

Ü

0)

お

知

b

Ü

0)

y

あ

知

マ川西社会福祉センター会場

ルとして、次により「レクリェー

九月一日検診する対象児、

五

以上のように変更します。

五十二年五月生と五十一年十一月 二年五月生と五十二年十二月生を

なたの余暇を レクリェーション

フォークダンス、社交ダンスなど 労青少年ホームでは、 クラフで 魚つり、

ボランティアなどのサークルがあ ますのでご参加ください。 ほかに、テニス、卓球、

申込先・お問合せ=勤労青少 ところ=勤労青少年ホーム (上田 と き = 六月二十日 | 月午後 六時 対象者=市内に住んでいるか、 ションクラブ」の発会式を行 ム(四四七一一七) 歳から二十五歳までの人。 内の事業所に勤めている、 公園内) 皆さん参加しましょう。 十五 いま

必要書類―自筆の履 募集人員・雇用期間=若干名。 給 与—— 三か月間。 日、二千七百円

約

わびして訂正します。

市営プール 監視員募

資 格=健康で水泳経験がある三 委員会体育課へ申込んでください。 監視員を次により募集しますので 希望者は、早目に市役所四階教育 十歳までの人。 市教育委員会では、市営プール

動公園 田市自然公園建設地地図の塩田運 第七四三号「三歳児検診日程表」 々と進む自然運動公園造り」の上 塩田母子健康センター。 の川西全区は塩田全区の誤り、「着 五月十六日発行の広報「うえだ」 は、自然運動公園の誤り 西社会福祉センターは

対象地区

勤務時間 = 午前八時三十分~午後

問合せ =教育委員会体育課体育 施設係(☎四一○○内線五

月割課税がなくなります

軽自動車税の一部が改正

現在、年度の途中で所有者が変更した場合、月割課 税をしている、軽四輪乗用車、軽四輪貨物車、二輪の 小型自動車、小型特殊自動車の軽自動車税が次のよう に52年4月1日から一部改正されました。

賦課期日(4月1日)以後に、市内に住んでいる人 同士で、所有者の変更があった場合は、その年度の末 (3月31日)に所有者変更があったものとみなされ 月割課税はしないことになりました。なお、他の市町 村の人へ名儀変更した場合は、月割課税となります。

総務部市民税課諸税係(☎224100内線233)

消費生活上の問題を 気軽にご相談ください

〈消費生活推進員決る〉

消費者行政の円滑な推進を図るため、次の皆さんに 52年度の「消費生活推進委員」としてご苦労いただく ことになりました。消費生活上の苦情や問題点があり ましたらお気軽にご相談ください。

消費生活推進委員氏名

内 のぶ子さん 中央北2-7-62 大字富士山2122~1 子さん 大字上塩尻524 平 かづ子さん 大字古里1481~5 武 田 正 子さん 大字富士山 知さん 大字八木沢218

県貿易展、市特産品、発明展を開催

6月11日(土)~13日(月)市民体育館

県内で生産される輸出向け工業製品などを広く市民 の皆さんに紹介し、貿易に対する理解を深めていただ もに、取り引きを促進し、産業の振興を図るため 長野県貿易展」を上田市民体育館において6月11日 出から13日(用)まで開きます。

地元上田市をはじめ、県内の工業製品が多数出品さ すので、市の産業、県の産業を知っていただくの 大変役立つと思いますので、大勢の皆さんご来場 ください。入場は無料です。

貿易展とあわせて、上田市の特産品(農民美術、上 田紬、土産品)と長野県発明研究会日曜学校の発明品 も展示します。

1.とき

6月11日出午前11時~午後6時

12日(日)午前9時~午後6時 13日(月)午前9時~午後5時

2.ところ 3. 併催事業

上田市民体育館 (上田城跡内) (1)ソビエト紹介

(2)中華人民共和国紹介 (3)ミズーリ州紹介 (4)ブラジル紹介

(5)貿易相談

正 お わ

び

6 Ü 0)

策にはじまり明治の解放令以後も

これらの差別は、江戸時代の政

この差別を根本的に解消させる措

老いたる父母がいます。きょうだ

だれにも、ふるさとがある。 と、名のらせたい。

いむつみ育ったふるさとがある。

中央西一(上紺屋町)八九

金沢愛子さん 中村 実さん

置はほとんど講じられていません

ものぼるものと推定されます。 かくれたものを含めると三千件に

B

ればなりません。

ずこれらの差別の実在を知らなけ

のように数えきれない差別が実在

ふるさとをかくすことを父は

しています。わたくしたちは、ま

と言われていますが、

今までの例 差別はない

今は昔とちがって、

同和問題を考え

理的差別をつくり上げたわけです 実が、このような実態的差別、心 こうして積み重ねられた差別の事

堀内三郎さん 臼田みどりさん

上田原 川辺町 梅が丘

七九

細谷久年さん

八六

酒井芳雄さん

中央二 (本町) 七五

宇梶正作さん

上村クリさん

広さん

に実施されています。 をなくすための同和教育も積極的 これらあらゆる差別をなくすため るための事業であり、心理的差別 趣旨にそって実態的差別を解消す るいろいろな事業は、この法律の の施策を実施しつつあります。現 和対策事業特別措置法を制定し、 国は、ようやく昭和四十四年同 同和地区に対して行われてい

部落の歴史

のような差別を実態的差別といっ 率に悪い影響を与えています。こ いことは、子供の基礎学力や進学 ていますが所得が低く生活が苦し

教育水準は、近年次第に高まっ

ふるさと(父のねがい) 丸岡忠雄

瞳を上げ、なんのためらいも 胸張ってふるさとを名のらせた わが子よ おまえには けもののような鋭さで覚えた。 許婚者に去られた友がいた。 いいなずけなるさとを告白して ふたたび帰らぬ友がいた。 ふるさとをあばかれ

と、総計で一〇二件、事象別では

結婚差別二十八件、動作十件、文

より昭和五十一年まで)をみます

県下の差別事象(昭和四十六年

同和対策課に報告のあったもので

の他三件でありますがこれは県の 字、言語五十七件、就職四件、そ

します。

小林公任さん つつしんでご冥福をお祈りいた 次の方々がなくなられました。 (四月三十日現在) 蛇 沢 四 佐藤さとさん 藤井モトさん 小胎武雄さん

成沢元さん 大野木博さん 内藤武夫さん 小林毛佐三さん 柳沢一子さん 荒井新兵衛さん 小坂井文夫さん 緑が丘二(緑が丘北)七三 (鍛治町) 上塩尻 下青木 中之条 川辺町 五二 五二 田中富次郎さん

茅野 三浦富美さん 武田義三さん 斎藤ちうさん 松井きよみさん 操さん 中央北二 (新田)七〇 岩 田 八九 七四 山本久子さん 内田たみよさん 山崎なを子さん 小山きちさん

中央五(上房山

諏訪形

七一

武田はるさん

下

二の丸(大手町)六八

花岡栄治さん

手

水野 光さん

五

神科山口

清水麗子さん 山辺ミサヲさん 永野嘉十郎さん 白石慶次郎さん 中沢こいのさん 中央五(上房山)七九 中央三 (田町) 六一 伊勢山 中之条 八〇 四二 田玉あさ志さん 石川修治さん 金井英一さん

島田きよさん 田中孝次郎さん

中之条

七五

叡さん

下本郷

戸兵 考さん

大屋

七九 七六

滝沢定太郎さん 峰村国一さん

中央六(鍛治町)八八

八二 八二

> 松崎はる子さん 一之瀬千嘉さん

岩清水 大日木 "これが、わたしのふるさと

です。

竹内清司さん 佐藤としさん 常磐城六(常磐町 八一

小島みつさん 渡辺 渡辺ソノさん 松井さつのさん 上田哲也さん 山岸徳松さん 幸さん 三好町 三好町 伊勢山 大 屋 八七 八六 八五 和田あいさん 村山雪子さん 佐藤秀孝さん 南波とらさん 工藤行雄さん 貴さん

天神四(北天神町)七九 常田二(下常田)八八 下之条 五〇 関 あささん 滝沢武登さん 林ますいさん 清さん

九一 宮沢すまゑさん 大沢とみ子さん

上小島 下之郷 奈良尾

下之郷

下室賀 上室賀

永井たもつさん 北常田

山本久子さん 常磐城一(西脇)七七

山内英作さん

踏入二 (踏入) 八六

七六

常田二(北常田)六〇

西前山 東前山

午前9市長室

園)

かめらで軽に

昭和27年12月22日第3種郵便物認可・毎月1日・16日発行・定価1部3円

外

秘書課上田②4100 田辺印刷 印刷

7月10日」

常選挙がおこなわれます。 良識の府としての参議院議員通 議院議員通常選挙

有権者は、全員投票しましょう。

です。 政を担当する大切な人を選ぶ選挙 六年間有権者の付託を受けて国

投票日現在、満二十歳以上の人

投票できる人

きれいな選挙で明るい社会

区と地方区に区分されて行われ 進めております。選挙は、全国 は、七月十日を目指して準備を 日本は今、内外とも、複雑多 第十一回参議院議員通常選挙

で政治に取り組んできたか、あ 選ぼうとする人が、どんな態度

知のことと思います。 ことがいかに大事なことかご承 自分が選んだ人が、あるいは

のからない なから からな なのか からな なのか からな なんか なるか なるなんなる これから向こう六年間、政治を おまかせする議員を選ぶという 大きな からか からな からな からな からな なかか かられ

在となる方は「不在者投票」の ことでもあり、この投票が主権 国民審判の唯一の機会を生かす 選挙という形で与えられている 者たる国民の責務でもあるわけ 当日所用のため、止むなく不

参議院議員 選挙を迎えて

るいは取り組んで行けるか、よ

治の実現に一歩一歩近づけてい れに準ずる人を選んで、良い政 自分の理想の人を、あるいはこ く考えて、参議院の特質も併せ

挙によって選ばれた国会議員に

よって行われて行くのですから

مواي مواي رواي رواي والماي والماي والمائي والمائي والماي والماي والماي

く努力を繰り返して行くことが

保革伯仲、再編成、多党化と言

った混迷の時期を迎えています。

こうしたとき、国の政治は選

岐な問題をかかえ、特に政界は

上田市選挙管理委員会 委員長

意していたたきたいものです。 いて、無効票にならないよう注 し、さらに、氏名をハッキリ書 と地方区の選挙の色分けも注意 制度を活用され、また、全国区

で、三月十五日以前から三か月以上 人名簿に登録されている人です。 基本台帳に記録され、さらに選挙 引続き上田市に住んでいて、住民 △転出者…三月十六日以後に上田

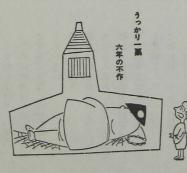
市)の名簿にまだ登録されてい ていない場合、旧住所地(上田 市町村の選挙人名簿に登録され 市から転出された人で、転出先の れば、旧住所地の投票所で投票

△転入者…三月十六日以後に上田 されていればそこで投票できま 市以外の市町村)の名簿に登録 で上田市の選挙人名簿に登録さ 市外から上田市へ転入された人 れていない場合、旧住所地(上田

△市内転居者

をされ、台帳に登録された人は 市役所市民課か各支所へ転居届 五月三十一日までに市内転居し 新住所地の投票所で投票できま

票することになります。 た人は、旧住所地の投票所で投 六月一日以後転居届を出され



学生の選挙権

でいる学生、生徒などの住所は原 則として寮や下宿などにあります 修学のため寮、下宿などに住ん

がないものとなっています。 どが住んでいるところには選挙権 村が住所となりますので、 その寮、下宿などが所在する市町

票箱にそれぞれ投票してください。

全国区をあとにお渡しします。そ れぞれに記載して、定められた投

投票用紙は、地方区をさきに、

投票の方法

外一

分の予定 上田市民会館

◎テレビ、ラジオの政見放送もお

広

投票することができます。 挙人名簿に登録されている人は、 選挙管理委員会へご連絡ください。 票日近くなっても届かないときは 入場券は世帯あてとしてありま 入場券が届かない場合でも、選 入場券は全部郵送しますが、投

から切りとって投票所へ持参して すので、それぞれ自分の分を点線

投票できる時間

自分で書けない人は、

夢

宅投票ができますので、該当する 次に該当する人は、郵便による在

重度身体障害者の皆さんのうち

て署名し、本人が登録されて

の委員長に郵便(この場合は いる市町村の選挙管理委員会 を記載し、

所定の封筒に入れ

本人自身で候補者一名の氏名 紙および投票用封筒を請求し

人は早目に手続きしてください。

、投票できる人

投票については早目に手続き らない)で送付します。この 必ず郵便で送付しなければな

をするようにしてください。

(1)身体障害者手帳の交付を受け

幹障害が一級、または二級の ている人で、両下肢(し)、体

須川、畑山、長入、岩清水、野倉 余裕をみて投票しましょう。 の各投票所は午後五時までです。 投票はなるべく早目に、時間の 午前七時から午後六時までです。 ていますが、手をいためていたり 投票は、自分で書くことになっ

ので安心して、ご遠慮なく申し出 ください。補助者の代筆により 投票することができます。 などの場合は、投票所で申し出て 字をしらないために字が書けない 投票の秘密は厳重に守られます

不在者投票

この一票 政治と暮しに生かす票

二、郵便投票証明書の交付申請

ころから通学する人以外はすべて

家族な

したがって、家族の住んでいると

辰



をすることができます。 宣誓書を提出すると、不在者投票 は、本人が直接、不在になる旨の 投票所へ行くことができない場合 投票日、やむを得ない用事で、

委員会室(市役所四階)で行って ら午後五時まで、毎日、選挙管理 印鑑を必ずお持ちください。 をすませるようにしてください。 いますので、なるべく早目に投票 の前日までで、午前八時三十分か 投票においでのときは、入場券 期間は、公示の日から、投票日

身障者の皆さん

不在者投票がで き ま

る証明書が必要ですので申請 管理委員会の委員長が発行す が登録されている市町村選挙 投票を希望する人は、選挙権

して交付を受けてください。

投票の手続き

てください)

ですから大切に保管しておい

(この証明書は、四年間有効

選挙の期日前四日までに、本

人自身の署名により、投票用

立会演説会

(2)戦傷病者手帳の交付を受けて

心臓、じん臓、呼吸器障害が

管理委員会にお問合せくださ きが面倒なので、事前に選挙 郵便による不在者投票は手続

一級もしくは三級の人。

一有線②〇九〇一) い。(金四一〇〇内線五七

よい機会です。お誘いあわせのう スおでかけください。 ます。候補者の政策を直接聞ける 次の日程で立会演説会を開催し

特別項症から第三項症までの

心臓、じん臓、呼吸器障害が

までの人。

障害が特別項症から第二項症 いる人で、両下肢(し)、体幹

個々面接

にまたま友人や印人こ出合い、 電車、バス、あるいは道路上で

その機会を利用して投票を依頼 することができます。

選挙運動

印鑑を必ずお持ちください。

をすませるようにしてください。 いますので、なるべく早目に投票

投票においでのときは、入場券

すてたりよごさないようお願いし 学の場でもありますので、ゴミを 学校は、大切な施設であり、

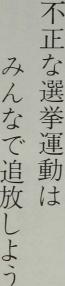
◎六月二十七日(月)午後六時三十

開票のとき・ところ

況を見ることができます。 指定された場所において開票状 開票は次のとおり行います。

> ◎テレビ、ラジオの政見放送もお いようお願いします。 開票所となる学校内をよごさな ききください 上田市民会館

ところ―上田市立清明小学校体 とき = 七月十日 (日) 午後七時三十分



う、選挙運動に関しいろいろ制限 を設けています。 公平に平等に選挙ができるよ

権力や情実などにものをいわせて

なんてもできる(お金がある)人

理想であり、もっとものぞましい

れなくなるので、公職選挙法によ が有利になり、明るい選挙が行わ

選挙運動は、自由であることが

ことですが、自由であると、金や

や公序良俗に反することのない はがきを候補者からもらって知 選挙運動用として表示を受けた かぎり自由です。 人などに出すことができます。 記載する内容については虚偽

業所会社などへ「御中」または きは連名でもよいが、工場、事 同一世帯内あての場合の表書 一同様」などと書き回覧す

選挙運動用はがき



ることはいけないことになって

郵便局に出すことになっていま このはがきは、必ず定められた

ができますが、散布することは 説の場所において頒布すること 国の選挙に限りビラを頒布する できません。 入口、個人演説会場内、街頭演 選挙事務所内、立会演説会場の ことができます。頒布の方法は

とかできます。 個人演説会で、応援演説するこ っています。 配付することもできることにな また、新聞折込みにより各戸

決意前であるかは、同罪の成立

に影響がないとされています

候補届出後であるか、立候補の

とはできません。この場合、立 ことで、何人も戸別訪問するこ であっても戸別訪問に該当しま

単なるあいさつ、名刺をお

供することもいけません。

玄関内にはいらず軒下、庭など

の状況、内容などにより戸別と みなされることもありますし、

戸別のなかにはいります。) 庁、会社、工場、事業所なども 宅を訪問することです。(官公 に、連続して戸別に選挙人の居 戸別訪問とは、選挙運動のため

また、一戸だけ訪問してもそ

いてあるくことなどもいけない

個々面接

oronononononononononono

特別項症から第三項症までの 心臓、じん臓、呼吸器障害が よい機会です。お誘いあわせのう スおでかけください。 ます。候補者の政策を直接聞ける

次の日程で立会演説会を開催し

たまたま友人や知人に出会い、 電車、バス、あるいは道路上で

ることができます。 の機会を利用して投票を依頼

署名運動の禁止

orononononononononono

ハ気投票の公表の禁止 ることは禁止されています。 的で、選挙人に対し署名運動す ため、または投票をさせない目 選挙に関し投票をしてもらう

飲食物の提供の禁止 の経過または結果を公表するこ とは禁止されています。

就くべき人を予想する人気投票

何人も、選挙に関し、公職に

として候補者などに飲食物を提 者を激励するために、陣中見舞 食物を提供する。第三者が候補 員や労務者を慰労する目的で飲 を提供することはできません。 ル、ジュース、果物、菓子など) とえば、料理、 のまま飲食に供し得るもの。た 食物(なんら加工しなくてもそ その名目はどうであろうと、飲 たとえば、候補者が選挙運動 何人も、選挙運動に関しては 弁当、酒、ビー

じゅうぶん注意してください。 項にふれる場合がありますので 公職の候補者など寄付禁止の条 ますがこれも含まれています。 ただし、お茶や日常もちいら 陣中見舞に清酒をもっていき ると選挙の自由妨害の罪となり

ば妨害にはなりませんが、これを

お酒な

は、単にとり除くことだけであれ ど)などに無断で掲示されたもの 話、電力、有線放送、防犯灯用な

ります。この場合は、掲示責任者 破損させると妨害となることがあ

にとり除くように連絡することが

な

り、投票に干渉し棄権をすすめ り、選挙用のポスターを破いた 説、集会、交通などを妨害した 運動員などをおどかしたり、演 したり、選挙人、候補者、選挙

選挙運動用ポスターを、住居、

私道、公私有地、電柱(電

たりして選挙の自由をさまたげ

連呼行為の制限

て歓待することは買収に該当し その他相手方に慰安などを与え 芝居や遊覧飛行に案内したり、

こと、また、飲食物を提供し、

品などをおくったり、約束する は選挙運動者に対し、金銭、物

選挙妨害の禁止

候補者について、デマをとば

街頭ポスターは

許可をとってから

買収供応の禁止

選挙運動のため、選挙人また

選挙後のあいさつ行為の制限

の定めはなく、文章、口頭、

公職の候補者などは、時期や名

寄付の禁止

選挙後のあいさつ行為は期日

制限があります。

どの付近では静かにするなどの

よい方法です。

病院、学校、立会演説会場な

気勢を張る行為の禁止 えありません。 れている程度の菓子はさしつ

止されています。 るなどは、気勢を張る行為で禁 はち巻や旗などをたてて往来す 車をつらね、または隊ごをくみ 何人も、選挙運動のために自

これらはいっさい認められてい 印のものはよいといわれますが るようなことは違反です。 窓の内側に貼付し通行人に見え ません。また、屋内用と称して よく屋内用などといって無検

区は、証紙をはらなければなり ので検印、証紙はないが、全国 地方区の場合は掲示板に貼る ため頒布する場合でも違反とな 事業所、事務所などに掲示する 無検印、無証紙のポスターを

ボスターの制限 限されています。 合などを利用してすることは制

挙献金や政治献金をおくる。酒食 祝儀。お中元。お歳暮。入学祝。 ばる。花輪をおくる。供花。香典 プログラムなどに協賛金などの支 つける。協賛金。賛助金。催しの 色紙をおくる。表彰状に記念品を に酒食を提供する。給与の返上。 の提供。正月など、自宅に来た者 ちわ。カレンダー。他の選挙に選 出産祝。お祭りの寄付。餞別。う 国会などの見学におみやげをく

目のいかんを問わず選挙区内にあ る人に対して寄付をすることは禁 止されています。 候補者などとは、

る人、すでに公職にある人などを る人、本人の行動などから見て立 候補の意志を有する人と認められ から立候補しようとする意志があ

問わないとされています。

業団体及び雇用主に対してこれを っています。これは官公庁のみで 時間を与えなくてはならないとな ために投票所に行くときは必要な 挙の当日はその選挙権を行使する なく、広く一般民間のすべての企 公選法、労働基準法などに、

特別の利益を伴う契約の当事者(個 寄付が禁止されています。 請負契約や物品納入契約、その他 出。この外に多数の例があります 政党その他の政治団体であるとを 人、会社、その他の法人など)は この場合、その相手方は候補者 助金、利子補給などを受けたり また、国や県や市町村などから

投票の便宜供与

求めているものです。

上田市選挙管理委員会(吞②4100内線571有線②0901)





日

どっ 切に す。

長)

270人 686人

584人